

令和6年度 相楽広域行政組合の概要



和束町



木津川市



南山城村



笠置町



精華町

京 都 府
相楽広域行政組合

はじめに



相楽広域行政組合は、木津川市と相楽郡の笠置町、和束町、精華町及び南山城村の1市3町1村で構成され、広域圏計画に基づく計画的な広域行政の推進、相楽会館の管理運営、そうらく衛生センターの設置及び管理運営をはじめ共同処理事務の遂行を通じて、圏域の一体的な発展と圏域住民の福祉及び居住環境の向上を目指した圏域づくりに努力を重ねて参りました。

昭和56年には、相楽郡広域事務組合の設立、広域行政の一元化により広域的な事業の効率化や充実、各町村間の連絡調整の円滑化を進め、平成4年には「ふるさと市町村圏」に選定され、圏域の一体感の醸成と圏域づくりを支える人づくりに向けて多くのソフト事業を実施し、その成果をあげて参りましたが、令和元年度から検討に検討を重ねました結果、令和5年3月で、本事業を廃止し、基金を構成市町村及び京都府に返還いたしました。

相楽圏域は、豊かな土壌と自然環境に恵まれ、京都と奈良の間にあって、さまざまな文化の融合する文化性豊かな農村地域として発展して参りました。

また、国家的プロジェクトとしてスタートした関西文化学術研究都市も法施行から30年を超え、現在では150を超える研究開発施設や文化施設などが立地し、産学官連携による多くの成果が生まれるなど、わが国の文化学術研究の進展に大きく寄与しております。

一方で少子・高齢化の進行と人口減少社会の到来、情報通信技術の進展、社会経済のグローバル化やボーダレス化、地球環境保全に向けた対応など、わが国そして本圏域を取り巻く社会経済情勢はかつてない変革期を迎えています。また、平成の大合併による自治体再編により、地方分権の推進とともに、国と地方の機能分担や地域間の連携強化が求められています。さらには、さまざまな分野における構造改革と規制緩和も着実に進行しています。

本圏域におきましても、市町村合併により平成19年3月に「木津川市」が誕生しました。このことにより、本組合の構成市町村は6町1村から1市3町1村へと変わり、新しい時代が幕を開けました。京都府南部の振興・発展に向けた役割を果たすうえでも、本圏域の一体的な発展を推進する取り組みが一層重要となり、平成30年1月には、構成市町村の協働のもとに、よりよい圏域づくりを進めていくための指針として、令和4年度を目標年度とする「第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画」を策定し、事業を推進してまいりましたが、令和5年3月をもって本事業を廃止しました。

また、令和3年10月で操業50周年を迎えました大谷処理場は、平成13年度に新施設の稼動を開始して以来、適宜整備を行ってまいりましたが、施設の老朽化が進行するとともに、搬入量の減少等による運転条件も大きく変化してまいりました。この度、運転条件の見直し、機器の最適化を行い、電力や燃料、薬品の消費による二酸化炭素発生量の削減を図りつつ、施設の長寿命化を図る基幹的設備改良工事を令和元年度から令和2年度において実施し、令和3年4月1日から運用を開始いたしました。この改良工事により、年間の二酸化炭素発生量は20%以上削減され、地球温暖化の抑制に貢献できる施設となり

ました。

さらには、相楽会館の貸館業務については、これまで多くの皆さまに広くご活用いただいていたりましたが、昭和50年の建設当時とは状況も大きく変わり、各市町村には類似施設が整備されるとともに、施設の老朽化に伴う耐震補強工事や設備の更新が必要なことなどを踏まえ、令和6年3月をもって廃止しました。

本組合の業務も、住民の意識が成熟するとともに、一部事務組合を含む地方公共団体を取り巻く環境も、日々変化していくなかで、変遷を遂げ、現在は、生活に密接なつながりのある「し尿処理」、安全・安心に欠かせない「休日応急診療所」、そして「消費生活センター」といった行政サービスを主に共同処理しています。

令和5年4月からは、本組合の共同処理事務の変更と併せて、本組合名称を「相楽郡広域事務組合」から「相楽広域行政組合」に、し尿処理施設の名称を「大谷処理場」から「そうらく衛生センター」にそれぞれ変更いたしました。

「相楽広域行政組合の概要」は、圏域の状況と広域行政の組織、活動内容などをまとめたものです。今後とも広域行政へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年8月

相楽広域行政組合

代表理事 杉浦 正省



▲関西文化学術研究都市

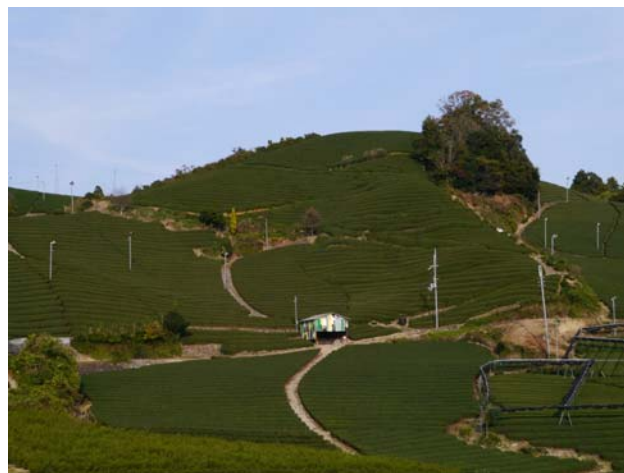
地 域 の 概 要

相楽圏域は、京都府の南端に位置し、滋賀県、三重県、奈良県と境を接しており、木津川市と相楽郡の笠置町、和束町、精華町及び南山城村の1市3町1村で構成されている。総人口は122,936人（令和6年3月31日調）である。面積は、263.37km²で南北から北東に長く延びた形をしており、東部から東北部にかけては山地と高原、西北部は低平地、西部は緩やかな丘陵地となっている。地域の中央部には、木津川が東から西に流れ、木津川市の旧山城町と旧木津町の接する付近で直角に曲がり北流している。木津川は3～4世紀頃から既に交通路として利用され、人・もの・文化の往来が活発に行われた。

奈良時代には一時期平城京から恭仁京（木津川市内）に都が移され、平安京遷都後も平安京と平城京を結ぶ街道上の拠点として、さまざまな文化の融合する文化性豊かな地域として発展した。また、鎌倉時代末には、笠置山が元弘の乱の舞台となり南北朝の内乱に巻き込まれたが、村々が名主を中心に団結、守護勢力を山城国内から追放して8年間の自治を実現し、その後室町時代には惣国として発展するなど、歴史的に農民の自治意識の高い地域である。江戸時代には木津川の治水、新田開発に力が注がれ、薪や炭、肥料などの物資の運搬で、淀～木津間の水上交通が活発になった。

地域の基幹産業は農業で、中心作物は茶、野菜、米、果樹、花き、たけのこなど多種多様である。中でも特産品の茶は、京都府の茶生産量の中で高い割合を占めている。

また、奈良、大阪、京都市への通勤圏にあり、昭和50年代から近郊ベッドタウンとしての開発が進んで来た。昭和60年代に入ると関西文化学術研究都市（学研都市）建設が京阪奈丘陵地帯で開始され、相楽圏域にはセンターゾーンを含む4クラスターが精華町と木津川市に立地し、順調に建設が進んでいる。このように、相楽圏域は、長い歴史文化と豊かな文化に恵まれた農村地帯に最先端の都市や住宅が共存する多面性を持つ地域としての様相を見せ始めている。



▲宇治茶の郷 和束の茶畑

1. 組合の構成

①関係市町村数 1市3町1村

②関係市町村名 木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

③人口・面積データ

市町村名	人 口	世帯数	面積 (km ²)
木津川市	79,528	33,275	85.13
笠 置 町	1,108	579	23.52
和 束 町	3,441	1,657	64.93
精 華 町	36,434	15,562	25.68
南山城村	2,425	1,206	64.11
計	122,936	52,279	263.37

※人口及び世帯数は、令和6年3月31日調、面積は全国都道府県市区町村別面積調（令和6年1月1日現在）

2. 組合の沿革

昭和26年 9月 1日 相楽郡町村税滞納整理組合設置

昭和44年 9月 1日 相楽郡衛生管理組合設置

昭和46年10月 大谷処理場完成

昭和47年10月26日 相楽地区広域市町村圏協議会設置
(昭和48年3月相楽郡町村会、相楽会館の建設を決定)

昭和48年12月11日 相楽郡町村事務組合設置
(相楽郡町村事務組合は、完成後の相楽会館の管理運営事務と町村税の滞納整理事務を取扱うことを目的としたもので、先に設置した相楽郡町村税滞納整理組合は廃止)

昭和50年 8月 福祉センター相楽会館完成

昭和56年 8月 1日 相楽郡広域事務組合設置
相 楽 郡 衛 生 管 理 組 合
相 楽 郡 町 村 事 務 組 合
相 楽 地 区 広 域 市 町 村 圏 協 議 会
を統合廃止

平成 4年11月 ふるさと市町村圏に選定
規約一部変更 共同処理事務に「ふるさと市町村圏振興事業」を追加

平成 5年 3月 ふるさと市町村圏基金3.5億円造成

平成 6年 3月 ふるさと市町村圏基金3.5億円造成し、合わせて7億円となる。

平成 6年 3月 相楽会館外壁改装工事着工、完成

平成 9年 6月 大谷処理場更新工事着工

平成10年 6月 相楽会館屋根修繕着工

平成10年 8月 相楽会館屋根修繕完成

平成13年 1月15日	大谷処理場周辺環境整備工事着工
平成13年 3月30日	大谷処理場完成・大谷処理場周辺環境整備工事完成
平成13年 6月 5日	大谷処理場竣工式
平成13年10月	相楽郡広域事務組合設立20周年記念誌発行
平成14年 5月 1日	大谷処理場水源地更新工事着工
平成14年 8月30日	大谷処理場水源地更新工事完成
平成15年 2月16日	第10回記念 相楽の文化を創るつどい開催
平成15年 5月 6日	相楽会館空調機更新工事着工
平成15年 5月31日	相楽会館空調機更新工事完成
平成16年 4月 1日	規約一部変更 共同処理事務のうち、「町村税の滞納整理に関する事務」を廃止し、新たに「浄化槽清掃業及び当該業務に係る一般廃棄物処理業の許可に関する事務」を追加
平成17年 1月12日	相楽会館大ホール壁クロス張替え・天井吹付工事着工
平成17年 2月28日	相楽会館大ホール壁クロス張替え・天井吹付工事完成
平成17年 5月23日	「相楽会館の今後のあり方検討会」設置
平成18年 4月 1日	情報公開条例、個人情報保護条例施行
平成18年 5月22日	「し尿処理事業の今後のあり方検討会」設置
平成18年11月	大谷処理場竣工35周年記念誌発行
平成19年 1月	大谷処理場の今後のあり方について報告書
平成19年 2月	相楽会館の今後のあり方について報告書
平成19年 3月11日	相楽郡町村会、相楽郡町村議会議長会が解散となる。
平成19年 3月12日	規約一部変更 構成町の木津町、加茂町、山城町が合併し、木津川市が誕生し、相楽郡の笠置町、和束町、精華町及び南山城村とあわせ1市3町1村で構成となる。
平成19年 4月	第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定着手・生活排水処理基本計画策定着手
平成19年 7月	「相楽郡広域事務組合衛生手数料等適正化委員会」設置
平成19年 7月17日	一般廃棄物（し尿）処理手数料の適正化について（諮問）
平成19年 8月27日	相楽地区における環境施設整備について（諮問）
平成19年 9月 5日	相楽会館の広域的な観点からの利活用について（諮問）
平成19年10月22日	規約一部変更 会計管理者設置
平成19年10月22日	し尿くみ取り手数料の適正化について（答申）
平成19年11月19日	「し尿くみ取り手数料特別委員会」設置
平成20年 1月21日	相楽会館の広域的な観点からの利活用について（答申）
平成20年 3月31日	生活排水処理基本計画策定
平成20年 4月28日	相楽地区における環境施設整備について（答申）
平成20年 5月26日	第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定
平成20年 7月28日	相楽地区における環境施設設置に関する確認書締結
平成20年12月28日	相楽郡広域事務組合大谷処理場精密機能検査報告書

平成21年 5月19日	相楽地域における消費生活相談窓口設置に関する研究会
平成21年10月16日	規約一部変更 「相楽消費生活センターの設置及び管理運営に関する事務」の共同処理する事務を追加
平成22年 1月19日	相楽会館講習室改修工事着工
平成22年 2月 1日	「山城南医療圏における休日急病診療所設置検討会」設置
平成22年 2月22日	相楽会館講習室改修工事完成
平成22年 2月23日	山城南医療圏における休日急病診療所設置について（諮問）
平成22年 3月 1日	「相楽消費生活センター」設置・開所式
平成22年 8月23日	山城南医療圏における休日急病診療所設置について（答申）
平成23年 4月 1日	し尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約施行
平成23年10月11日	規約一部変更 「相楽休日応急診療所の設置及び管理運営に関する事業」の共同処理する事務を追加
平成23年12月28日	相楽郡広域事務組合大谷処理場精密機能検査報告書
平成24年 2月 7日	平成23年度福祉センター相楽会館改修工事（休日診改装）着工
平成24年 3月27日	平成23年度福祉センター相楽会館改修工事（休日診改装）完成
平成24年12月28日	相楽郡広域事務組合大谷処理場補修工事見積精査等業務報告書
平成24年 6月 1日	「相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所」設置・開所式
平成25年 2月10日	第20回記念 相楽の文化を創るつどい開催
平成26年 1月	相楽郡広域事務組合大谷処理場の長寿命化に向けての検討結果報告書
平成26年 2月10日	平成25年度福祉センター相楽会館改修工事（排煙装置）着工
平成26年 3月28日	平成25年度福祉センター相楽会館改修工事（排煙装置）完成
平成26年 4月16日	平成26年度福祉センター相楽会館改修工事（1Fトイレ洋式化）着工
平成26年 5月30日	平成26年度福祉センター相楽会館改修工事（1Fトイレ洋式化）完成
平成27年 1月	相楽郡広域事務組合大谷処理場精密機能検査報告書・施設整備構想の策定
平成27年12月28日	相楽郡広域事務組合大谷処理場補修工事見積精査等業務報告書
平成28年 3月28日	相楽郡広域事務組合生活排水処理基本計画策定
平成28年 4月 1日	相楽消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行
平成28年 4月28日	大谷処理場長寿命化総合計画着手
平成28年 8月	相楽郡広域事務組合設立35周年記念誌発行
平成29年 3月28日	大谷処理場長寿命化総合計画策定
平成29年 4月28日	循環型社会形成推進地域計画（生活排水処理編）及び精密機能検査着手
平成29年 5月22日	平成29年度福祉センター相楽会館改修工事（聴言センター床、玄関照明器具）着工
平成29年 6月 8日	平成29年度福祉センター相楽会館改修工事（聴言センター床、玄関照明器具）完成
平成29年12月14日	相楽地域循環型社会形成推進地域計画策定
平成30年 1月	第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定
平成30年 1月	相楽郡広域事務組合大谷処理場精密機能検査報告書
平成30年5月19日	消費生活フェスタ2018実施
平成30年5月23日	大谷処理場基幹的設備改良事業に係る発注支援・技術支援等業務着手

平成30年10月23日	相楽郡広域事務組合入札参加資格等審査委員会設置要綱施行
平成30年10月23日	「お茶の京都」広域観光事業推進交付金交付要綱施行
平成30年11月12日	平成30年度福祉センター相楽会館屋上栈橋架設工事・屋上西側樋防水工事 (大ホール雨漏り) 着工
平成30年11月26日	相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例及び同施行規則施行
平成30年11月29日	相楽郡広域事務組合入札参加資格等審査委員会(第1回)開催
平成30年11月30日	相楽郡広域事務組合公募型指名競争入札実施要綱施行
平成30年11月	大谷処理場基幹的設備改良事業に係る生活環境影響調査報告書
平成30年12月18日	相楽の文化を創るつどい開催事業補助金交付要綱施行
平成30年12月27日	平成30年度福祉センター相楽会館屋上栈橋架設工事・屋上西側樋防水工事 (大ホール雨漏り) 完成
平成31年3月20日	相楽郡広域事務組合入札参加資格等審査委員会(第2回)開催
令和元年5月11日	消費生活フェスタ2019実施
令和元年6月 4日	大谷処理場基幹的設備改良工事着工・施工監理
令和元年11月5日	広域圏事業の今後のあり方検討会設置要綱施行
令和2年 3月 1日	相楽消費生活センター開設10周年
令和2年12月14日	「広域圏事業の今後のあり方検討会」中間報告書
令和3年 3月31日	大谷処理場基幹的設備改良工事完成
令和 3年 4月	相楽会館改築等計画策定業務
令和 3年 4月	相楽郡広域事務組合大谷処理場包括発注設計支援業務
令和 3年 8月 1日	相楽郡広域事務組合設立40周年
令和 3年 8月	相楽郡広域事務組合設立40周年記念誌発行
令和 3年10月1日、19日	相楽消費生活センター開設10周年記念事業実施
令和 3年10月	大谷処理場操業50周年
令和4年 1月	「広域圏事業の今後のあり方検討会」最終報告書
令和4年 2月	相楽広域事務組合大谷処理場長期包括的運営委託方式導入可能性調査報告書
令和4年 3月	相楽広域事務組合大谷処理場長期包括的運営業務委託要求水準書
令和4年 3月	相楽会館改築等計画策定業務報告書
令和4年 5月	大谷処理場精密機能検査
令和4年 5月14日	消費生活フェスタ2022実施
令和4年 6月 1日	相楽休日応急診療所開設10周年
令和4年10月 6日	相楽休日応急診療所開設10周年記念式典・講演会開催
令和4年10月19日	規約一部変更(京都府許可) 組合名称の変更及び共同処理事務のうち、「相楽地区ふるさと市町村圏振興事業」 を廃止等
令和5年 3月	「相楽地区ふるさと市町村圏振興事業30年のあゆみ」発行
令和5年 3月	相楽郡広域事務組合大谷処理場長期包括的運営業務委託見積精査業務報告書
令和5年 3月	相楽郡広域事務組合大谷処理場精密機能検査報告書

令和5年 3月31日	相楽地区ふるさと市町村圏振興事業廃止、基金の返還
令和5年 4月 1日	組合名及びし尿処理施設名を変更 新組合名称：相楽広域行政組合 新施設名称：そうらく衛生センター 相楽郡広域事務組合大谷処理場長期包括的運営業務
令和5年 5月13日	消費生活フェスタ2023実施
令和6年 3月	相楽広域行政組合そうらく衛生センター長期包括的運営業務モニタリング業務報告書 相楽広域行政組合庁舎解体及び新築設計発注支援業務
令和6年 3月31日	福祉センター相楽会館貸館業務を廃止
令和6年 4月	相楽広域行政組合そうらく衛生センター長期包括的運営業務モニタリング業務
令和6年 5月18日	消費生活フェスタ2024実施
令和6年 7月	相楽会館解体工事設計業務

3. 組合の組織

(1) 議 会

①議員定数 14名

組合議会の議員は、関係市町村の議会で議員の中から選挙され、そのうち1名は申し合わせにより、議長とする。

②定例会 年2回招集

(2) 理事会

理 事 5名（5市町村長）

代表理事 1名（杉浦正省精華町長）

理事の互選により選出。任期は理事の申し合わせにより2年。また、代表理事は理事会に関する事務を処理すると共に理事会を代表する。

(3)会計管理者 1名（代表理事の属する市町村の会計管理者の職にある者。）

(4)行政委員 監 査 委 員 2名（理事会が組合議会の同意を得る。）

識見を有する者 1名、議会選出 1名

公平委員会委員 3名（任期4年）

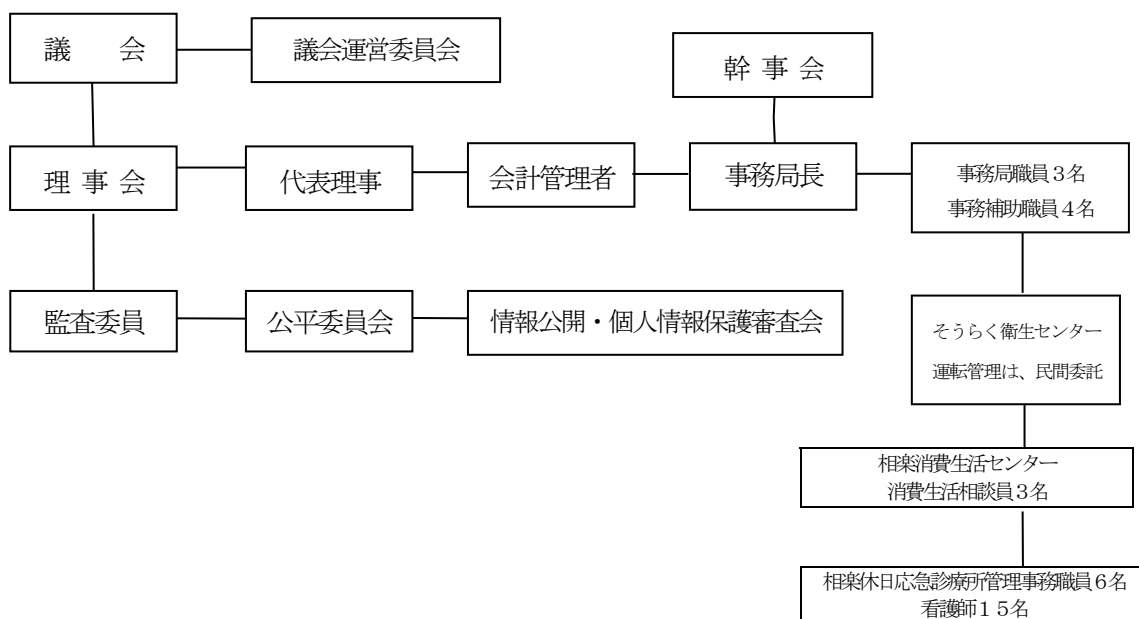
情報公開・個人情報保護審査会委員 5名

(5) 事 務 局

①事務局職員 10名（事務局長・主幹・主査・事務補助職員（4名））

※消費生活相談員（3名）

②組織及び職員配置



(6) 幹事会

幹事会は関係市町村の連絡調整に関する事務を処理するため設置したものである。

① 幹事会の構成

構成市町村の企画担当課長を幹事とし、幹事会を構成する。

② 代表幹事

代表理事の属する関係市町村の幹事をもって充てる。代表幹事は幹事会の議長となる。

4. 共同処理事務

- (1) 関係市町村の連絡調整に関する事務
- (2) 相楽会館施設の設置及び管理運営に関する事務
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく一般廃棄物のうち、し尿処理施設の設置及び管理運営並びに経営の業務及びし尿処理に関する事務
- (4) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業及び廃棄物処理法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥の収集及び運搬を行う浄化槽清掃業の許可を有する者に限る。）の許可に関する事務
- (5) 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項の規定に基づく消費生活センターの設置及び管理運営に関する事務
- (6) 相楽休日応急診療所の設置及び管理運営に関する事務

5. 組合の経費の支弁方法

- (1) 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、関係市町村の分担金、その他の収入をもって充てる。
- (2) 関係市町村の分担金の総額及び関係市町村の分担金額は、理事会が組合議会の議決を経て決定する。
- (3) 組合の条例で定められた関係市町村の分担金算出基準
 - ・相楽広域行政組合分担金条例（39ページ参照）、相楽広域行政組合分担金規則（42ページ参照）

6. 令和6年度相楽広域行政組合一般会計予算

(1) 歳入

(単位：千円)

科 目	予 算 額	構成率(%)	備 考
分 担 金	233,792	72.5	木津川市 126,220 (54.0%) 笠置町 20,687 (8.8%) 和束町 26,692 (11.4%) 精華町 33,322 (14.3%) 南山城村 26,871 (11.5%)
負 担 金	55,514	17.2	し尿処理手数料負担金
衛 生 手 数 料	16,606	5.2	浄化槽汚泥投入手数料等

診療報酬収入	12,600	3.9	休日応急診療所診療報酬収入
府支出金	3,985	1.2	京都府消費者行政活性化事業費補助金
繰越金	1	0.0	前年度繰越金
諸収入	2	0.0	預金利子ほか
計	322,500	100.0	

(2)歳出

(単位：千円)

科 目	予 算 額	構成率(%)	備 考
議 会 費	426	0.1	議員14人報酬ほか
理 事 会 費	280	0.1	理事5人報酬ほか
一般管理費	36,719	11.4	職員2人給料ほか
相楽会館費	33,299	10.3	会館基本設計・実施設計委託料ほか
公平委員会費	32	0.0	公平委員3人報酬ほか
監査委員費	28	0.0	監査委員2人報酬ほか
休日応急診療費	30,098	9.3	休日応急診療所医師報償費ほか
し尿処理費	206,110	63.9	そうらく衛生センター長期包括的運営業務委託料 126,000 し尿収集運搬業務委託料（5業者） 55,514 脱水汚泥等運搬処分業務委託料 9,451
商工総務費	14,707	4.6	消費生活相談員3人報酬ほか
予 備 費	801	0.3	
計	322,500	100.0	

7. 年度別一般会計歳入・歳出決算状況

歳 入

単位：円

年度 款	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
分担金及び負担金	270,731,084	% △15.0	375,816,214	% 38.8	660,490,966	% 75.7	225,450,500	% △65.9	231,130,864	% 2.5
使用料及び手数料	18,048,040	3.3	16,851,780	△6.6	17,012,760	1.0	17,225,060	1.2	16,805,310	△2.4
国庫支出金	1,872,000	皆増	58,963,000	3,050.0	269,757,000	357.5	0	皆減	0	0.0
府支出金	2,554,000	△68.1	3,089,000	20.9	3,709,000	20.1	3,303,000	△10.9	3,402,000	3.0
繰越金	1,706,428	△21.6	1,825,392	7.0	11,678,345	539.8	13,574,936	16.2	4,606,561	△66.1
諸収入	30,697	△52.1	246,902	704.3	214,549	△13.1	25,163	△88.3	2,300	△90.9
合 計	294,942,249	△14.8	456,792,288	54.9	962,862,620	110.8	259,578,659	△73.0	255,947,035	△1.4

歳 出

単位：円

年度 款	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
議会費	378,774	% △0.7	376,092	% △0.7	376,384	% 0.1	391,254	% 4.0	399,273	% 2.0
総務費	36,982,195	△1.0	37,020,062	0.1	37,070,050	0.1	36,942,359	△0.3	36,768,567	△0.5
衛生費	243,477,172	△17.7	395,095,378	62.3	898,216,075	127.3	204,306,386	△77.3	200,344,953	△1.9
商工費	12,278,716	11.6	12,622,411	2.8	13,625,175	7.9	13,332,099	△2.2	12,985,497	△2.6
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	293,116,857	△14.9	445,113,943	51.9	949,287,684	113.3	254,972,098	△73.1	250,498,290	△1.8

8. 年度別相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入・歳出決算状況

歳 入

単位：円

年 度 款	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
財 産 収 入	1,397,688	% △0.3	710,260	% △49.2	708,077	% △0.3	1,632,010	% 130.5	172,691	% △89.4
休日応急診療所収入	19,106,718	11.2	15,037,156	△21.3	15,379,615	2.3	24,615,019	60.0	39,900,453	62.1
繰 入 金	2,119,000	皆増	2,397,000	13.1	2,462,000	2.7	3,748,000	52.2	704,563,000	18,698.4
国 庫 支 出 金	0	0.0	0	0.0	357,000	皆増	788,000	120.7	429,000	△45.6
府 支 出 金	0	0.0	0	0.0	1,400,000	皆増	1,000,000	△28.6	4,800,000	380.0
繰 越 金	4,645,179	63.3	5,292,324	13.9	2,779,360	△47.5	475,447	△82.9	4,718,105	892.4
諸 収 入	2,795	145.6	47	△98.3	13	△72.3	22	69.2	4,208	19,027.3
合 計	27,271,380	27.2	23,436,787	△14.1	23,086,065	△1.5	32,258,498	39.7	754,587,457	2,239.2

歳 出

単位：円

年 度 款	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
振 興 費	3,455,536	% 145.1	3,172,220	% △0.1	3,173,800	% 0.0	5,373,800	% 69.3	704,730,056	% 13,014.2
衛 生 費	18,523,520	20.5	17,485,207	△5.6	19,436,818	11.2	22,166,593	14.0	28,598,224	29.0
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	21,979,056	30.9	20,657,427	△6.0	22,610,618	9.5	27,540,393	21.8	733,328,280	2,562.7

9. 組合の活動状況と実績

(1) 相楽地区ふるさと市町村圏計画について

昭和47年の相楽地区広域市町村圏発足以来、相楽郡は3次にわたる広域圏計画を策定し圏域づくりを行ってまいりましたが、平成4年11月に新たに「ふるさと市町村圏」の選定を受けました。

平成8年には、「相楽地区ふるさと市町村圏計画」を策定し、『豊かな風土・人々と知恵の出会い・文化の輝き一開かれゆく都市そうらく』の実現をめざして、広域的な施策の推進に努めてまいりましたが、令和5年3月をもって廃止しました。

※ふるさと市町村圏とは、創造性と多様性に富んだ豊かな地域社会を創るために、従来の広域行政圏施策を基礎に自立的な発展が見込まれる圏域の総合的、重点的な整備を促進し、広域行政施策の一層の充実強化を図るものである。

① 広域市町村圏計画改定等の経過

昭和45年 4月 広域市町村圏整備要綱制定（自治省事務次官通知）
昭和47年10月 相楽地区広域市町村圏協議会設置
昭和48年 3月 相楽地区広域市町村圏計画策定
昭和52年11月 （第3次全国総合開発計画策定）
昭和54年 4月 新広域市町村圏計画策定要綱制定
昭和56年 3月 相楽地区新広域市町村圏計画策定
昭和56年 8月 相楽郡広域事務組合設置（相楽地区広域市町村圏協議会を統合廃止）
昭和61年 3月 相楽地区新広域市町村圏計画改定
昭和62年11月 （第4次全国総合開発計画策定）
平成 2年 4月 （第4次京都府総合開発計画策定）
平成 3年 3月 第3次相楽地区新広域市町村圏計画策定
平成 4年11月 相楽地区ふるさと市町村圏の選定を受ける
平成 5年 7月 相楽ふるさと塾開講
平成 6年 2月 相楽の文化を創るつどい開催
平成 8年 3月 相楽地区ふるさと市町村圏計画策定
平成13年 3月 相楽地区ふるさと市町村圏計画（後期基本計画）策定
平成15年 2月 第10回記念相楽の文化を創るつどい開催
平成17年11月 相楽地区ふるさと市町村圏計画の一部変更、相楽地区ふるさと市町村圏計画（後期基本計画）の一部変更（期間を2か年延長）
平成19年 4月 第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画着手
平成20年 5月 第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定
平成21年 3月 広域行政圏施策、ふるさと市町村圏施策廃止（総務省通知）
平成21年12月 広域行政圏施策の廃止に伴う府の考え方について（京都府総務部長通知）
平成29年 4月 第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画着手
平成30年 1月 第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定
令和 5年 3月 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業廃止（基金7億円を構成市町村、京都府に返還）

(2) 福祉センター相楽会館について

郡民の福祉を増進し、文化の向上を図るための施設として建設しました。会議、講演、講習会等の利用に供するものであり、利用者からのさまざまなご意見や改善要望を受け、より利用しやすい施設にするため一部の使用料金、利用時間を平成16年6月1日から改正しました。また、相楽会館は、昭和50年8月に建設され、今年度で築49年となりますが、過去から駐車場の確保をはじめ、バリアフリー化、老朽化による修繕等多くの課題を抱えています。構成町村の担当課長で構成する「相楽会館の今後のあり方検討会」を設置し、平成17年6月29日付けで諮問のあった項目について、4回の委員会を開催して検討を行い、平成17年10月24日に答申をまとめました。さらに、平成18年度において、相楽会館の今後のあり方検討会報告書を取りまとめました。平成19年度には、同じく、構成市町村の担当課長で構成する「相楽地区広域行政の今後のあり方検討会」を設置し、平成19年9月5日付けで諮問のあった項目について、2回の委員会を開催して検討を行い、平成20年1月21日に答申をまとめました。また、講習室を改修し、平成22年3月1日から、相楽消費生活センターの事務所を設置し、平成24年6月1日から、小ホール、読書室、相談室を改修し、相楽広域行政組合相楽休日応急診療所を設置しました。

平成28年度において、相楽会館の今後のあり方について、広域圏幹事会及び理事会で協議しました結果、「大ホールの貸館業務は、今後とも最小のコストで現状のまま継続して運営していく」ことが確認されました。

平成29年度は、5月22日から6月8日にかけて、聴言センター床、玄関照明器具の改修工事を行いました。

平成30年度は、11月12日から12月27日にかけて、大ホール雨漏りの修繕工事を行いました。

令和3年度は、「広域圏事業の今後のあり方検討会」中間報告書を受け、相楽会館の耐震改修、現地改築等のコスト算出を行うため、「相楽会館改築等計画策定業務」を委託し、検討会において、令和4年1月に最終報告書を取りまとめました。

また、令和3年度の貸館業務は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、必要に応じ利用停止や利用人数、時間の制限を行いました。

このような状況を踏まえ、令和5年度末をもって相楽会館の貸館業務を廃止しました。

①施設概要

所在地 京都府木津川市木津上戸15
 建設年月日 昭和50年8月
 面積 土地 818.88㎡ 建物 895㎡
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造り2階建て一部3階建て
 会館内区分 相楽広域行政組合、相楽消費生活センター、相楽休日応急診療所、
 相楽聴覚言語障害センター、会議室

②相楽会館利用状況

年度	区分	件数	人員	収入金額
H. 9		331 件	14,316 人	1,034,070 円
H. 10		263	11,753	1,014,140
H. 11		315	9,608	1,232,430
H. 12		285	10,749	1,129,885
H. 13		334	10,902	1,052,680
H. 14		322	10,334	886,590

H. 15	308	9,339	1,051,850
H. 16	305	9,134	872,950
H. 17	279	6,621	750,900
H. 18	467	9,100	768,110
H. 19	498	9,163	728,950
H. 20	426	6,433	511,640
H. 21	437	6,533	655,880
H. 22	411	6,261	627,250
H. 23	150	4,271	381,810
H. 24	40	3,733	279,500
H. 25	30	3,298	253,600
H. 26	43	4,148	356,850
H. 27	33	3,113	242,250
H. 28	26	2,274	215,510
H. 29	31	3,424	248,450
H. 30	31	2,604	263,800
R. 1	24	2,439	195,560
R. 2	73	1,524	129,000
R. 3	42	3,290	120,900
R. 4	84	1,986	182,850
R. 5	47	1,641	125,700

(3) し尿処理について

①し尿処理の現状

相楽広域行政組合そうらく衛生センターでは、令和5年度において、12,484.24klのし尿及び浄化槽汚泥を処理しています。

②相楽広域行政組合そうらく衛生センター搬入量の推移 【資料―1】

③令和6年度一般廃棄物処理実施計画 【資料―2】

④施設の管理及び運転操業

昭和46年10月操業を始めてから、昭和56年度までは直営。昭和57年度から施設の管理及び運転を民間委託に切替え現在に至ります。

なお、平成17年度からそうらく衛生センター運転維持管理業務委託については、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨を踏まえた措置としての代替業務として、「京都南部環境事業協同組合」と委託契約を締結してきましたが、令和5年度から、3か年の長期包括的運営業務委託としています。

⑤施設概要

名 称	相楽広域行政組合そうらく衛生センター
場 所	京都府木津川市山城町上狛大谷181
敷地面積	処 理 場 5,479㎡
	周辺環境用地 11,549㎡
	駐 車 場 用 地 537㎡ 計 17,565㎡
処理能力	54.1kl/日(週4.4日処理、し尿17.5kl/日、浄化槽汚泥36.6kl/日)
処理方式	水 処 理：高負荷脱窒素処理方式+砂ろ過、活性炭吸着
	汚泥処理：脱水、外部委託処理
	脱臭処理：酸・アルカリ洗浄+活性炭吸着
供用開始	令和3年4月1日
設計施工	浅野アタカ株式会社



▲相楽広域行政組合そうらく衛生センター

(4) 相楽消費生活センターについて

近年の消費相談の多様化、高度化に対応するため、平成22年3月1日から、相楽会館1階に、「相楽消費生活センター」を開設しました。

消費生活センターでは、消費生活相談員を配置し、悪質な訪問販売や架空請求、多重債務などの消費生活に関する相談を受け付け、自主交渉の助言やあっせん、情報提供などを行います。

令和5年度に相楽消費生活センターに寄せられた相談件数は、579件でした。【資料-3】

◆丁寧に相談に応じます

▼自主交渉の助言

「訪問販売で買ったものを解約したいのですが……」

クーリング・オフの方法など、ご自分で解決できる方法を助言します。

▼苦情処理のあっせん

「契約してから時間が経ちましたが、やはり解約したい……」

契約に問題があったとき、必要に応じて事業者との間であっせんなどをします。

▼トラブル予防の情報提供

「変なメールが届いたんですが……」

消費者からの問い合わせに対し、情報提供をします。

※弁護士や司法書士等の専門家の支援が必要な場合は、適切な機関を紹介します。



▲相楽消費生活センター開所式

◆身近な味方です

日常生活のなかで、どんなに気をつけていても、ある日突然、消費トラブルに巻き込まれることがあります。

そんなとき、「こんなことを聞いても……」や「仕方ないわ……」などと、一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。

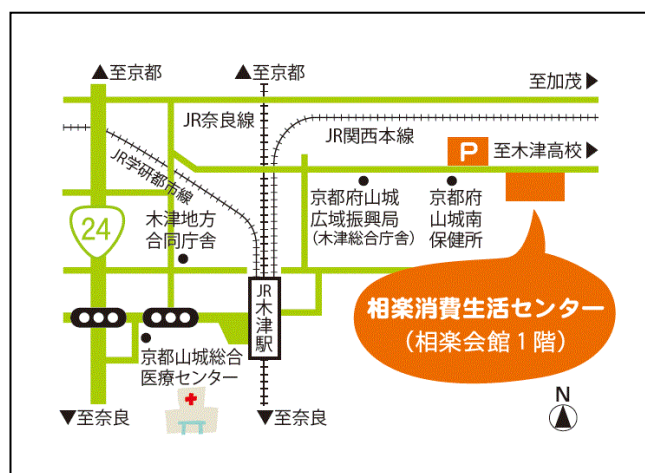
と き	毎週月～金曜日（ただし、祝・休日、年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後4時
ところ	相楽会館1階（木津川市木津上戸15） 京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）
対象者	相楽地域（木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村）に在住又は在学 ・在勤の方（相楽地域以外にお住まいの方は、お住まいの市町村にお尋ねください。）
相談料	無料

相談専用ダイヤル

電話：0774-72-9955

相楽消費生活センター（相楽会館内）

〒619-0214 京都府木津川市木津上戸15



消費者ホットライン（土曜・日曜・祝日の消費生活相談）

平成27年7月1日から「消費者ホットライン」は、3ケタの「188」番になりました。

この消費者ホットラインは、消費生活相談窓口や連絡先をご存知でない消費者に、お近くの消費生活センター窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

消費者ホットラインをご利用いただきますと、お住まいの郵便番号を入力していただくことにより、お住まいの市町村の消費生活センターの窓口をご案内いたします。郵便番号が分からなかったり、電話を掛けていただいている曜日・時間帯によっては、都道府県の窓口につながることがあります。

【お問い合わせ】

市 町 村 名	担 当 課	電 話 番 号
相 楽 広 域 行 政 組 合	事 務 局	(0774)72-0421
木 津 川 市	観光商工課	(0774)75-1216
笠 置 町	商工観光課	(0743)95-2327
和 束 町	農村振興課	(0774)78-3008
精 華 町	商工推進室	(0774)34-0234
南 山 城 村	産業観光課	(0743)93-0105



イメージキャラクターイヤン

消費者庁 消費者ホットライン188



▲相楽会館

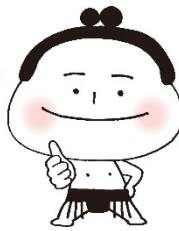


▲相楽消費生活センター

相楽消費生活センター

(0774) 72-9955

fax. (0774) 72-9933



相談すれば
相楽になる

- 相談日／月曜日～金曜日（祝、休日、年末年始を除く）
- 相談時間／午前9時～正午、午後1時～4時
- 所在地／木津川市木津上戸15番地 相楽会館内

(5) 相楽休日応急診療所について

平成24年6月から一般社団法人相楽医師会、相楽薬剤師会の協力を得て、相楽会館1階に「相楽休日応急診療所」を開設し、令和4年6月で10周年を迎えました。

この診療所は、日曜日や祝祭日などの休日に比較的軽症な方を対象とした応急的な診療をする初期（一次）救急を目的として設置しております。

令和5年度の受診者数は1,519人でした。【資料-4】

◆相楽広域行政組合相楽休日応急診療所の概要

1	名 称	相楽広域行政組合相楽休日応急診療所
2	開 設 者	相楽広域行政組合代表理事 杉浦 正省
3	管 理 者	山口 泰司（山口医院 院長、一般社団法人相楽医師会顧問）
4	所 在 地	木津川市木津上戸15番地 相楽会館内
5	電話番号	0774（73）9988（診療所直通）
6	診療科目	内科・小児科
7	診 察	相楽医師会に所属する医師が輪番制で出務し、診察を行う。
8	診 療 日	日曜日、祝日、振替休日、年末年始（12月31日～1月3日）
9	診療時間	午前9時～午後1時
10	受付時間	午前8時30分～午後0時30分
11	二次後送病院	京都山城総合医療センター
12	スタッフ	医 師 28名（一般社団法人相楽医師会） 薬 剤 師 19名（相楽薬剤師会） 看 護 師 15名（会計年度任用職員） 医療事務 委 託（株式会社メディカル・プラネット） 事 務 6名（会計年度任用職員）
13	運営体制	（通常日）医師1名、薬剤師1名、看護師2名、医療事務1名、管理事務職員2名 体制計7名
14	開 設 日	平成24年6月1日
15	施設概要	受付・薬局・診察室（1診・2診）・多目的トイレ
16	施設改修費	21,999千円
	設計・施工監理	1,323千円
	工 事 費	13,281千円
	初度備品	7,280千円
		レセプトコンピュータ 1,344千円
		医療用備品 1,579千円
		事務機 3,608千円
		電化製品 371千円
		看板・電話 378千円
	そ の 他	115千円
財源内訳	京都府みらい戦略一括交付金	11,000千円
	ふるさと市町村圏振興事業基金	10,999千円

令和6年度相楽消費生活センター事業計画

令和6年度は、消費生活相談、消費者教育・啓発、情報提供に次のとおり取組ます。

1. 消費生活相談

(1) 消費生活相談

消費者から寄せられた相談に対し、自主解決のための助言やあっせん等を行い、消費者利益の擁護と増進を図ります。

- ・消費生活相談員：2名（有資格者、週4日勤務）
- ・受付時間：平日9時～正午、13時～16時

また、オンラインによる相談の導入に向けた調査・研究を進めます。

(2) 全国消費生活情報ネットワークシステムへの情報入力、管理等

全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）に相談情報を入力し、苦情相談等の迅速な処理と被害発生情報等の的確な把握に努めます。

- ・P I O－N E Tへの情報入力、承認等

(3) 地域包括支援センター等への出張相談及び情報提供

日頃の見守り活動を推進している方々への見守り対象者からの消費生活相談に対する助言及び情報提供を行います。

(4) 各種会議・研修などへの参加

複雑多様化する消費者問題や新たな法律の制定・改正に対応するため、国民生活センターが主催する研修講座や関係機関等が実施する研修等に参加し、職員や消費生活相談員の資質の向上に努めます。

- ・研修等参加人数：5名（行政職員2名、消費生活相談員3名）

2. 消費者教育・啓発

- ・消費生活相談員（教育・啓発担当）：1名（有資格者、週3.5日勤務）

(1) 学校教育における消費者教育の推進

教育委員会と連携を図り、小・中学生に対し、消費者教育に取組ます。

平成30年度から令和2年度に作成した教育用啓発資材を活用した消費生活出前授業の全市町村での実施に向けた取組を進めます。

また、オンラインによる授業の導入に向けた取組を進めます。

(2) 見守り体制づくりへの支援

構成市町村消費生活主管課、京都府消費生活安全センター及び京都府山城広域振興局とさらに連携を強化し、構成市町村における重層的支援体制整備事業と連携した取組を進めます。

(3) 各種啓発資材の作成

成年年齢引き下げにかかる啓発資材や本センター啓発用ティッシュ等を作成し、フェスタや各種講座等で配布します。

- ・成年年齢引き下げにかかる啓発資材（京都府消費生活安全センター作成分を活用）
- ・啓発用ティッシュ：10,000個
- ・啓発用ボールペン：1,000本
- ・啓発用メモ帳：1,000冊
- ・くらしの豆知識：200部

(4) 各種講座の開催

- ①消費生活講座を開催します。（年4回→年2回）
- ②消費生活出前講座を開催します。
 - ・開催回数：30回程度／年

(5) 各市町村等のまつりへのブース出展

各市町村の協力により、消費者被害の未然防止と相談窓口の周知を図るため、各市町村等のまつりで、消費者クイズの実施や啓発用ポケットティッシュ等の配布を行います。

(6) 消費者月間事業

5月の消費者月間に合わせ、京都府山城広域振興局、京都府木津警察署及び相楽中部消防組合と共催で消費者啓発事業「消費生活フェスタ2024」をイオン高の原で5月18日に開催

3. 消費生活に関する情報提供

消費者被害の未然防止のための情報を、構成市町村（広域連合）広報紙やホームページでお知らせします。

- ①ホームページによる情報発信を行います。（随時）
- ②構成市町村（広域連合）広報紙への消費者被害の事例等の掲載を行います。
 - ・掲載回数：12回／年



【資料－1】

相楽広域行政組合そうらく衛生センター搬入量の推移について

そうらく衛生センターへのし尿及び浄化槽汚泥の市町村別搬入量の推移は表－1に示すとおりである。

表－1 市町村別搬入量の推移 (k1)

市 町 村 名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	差 引 (R5-R4)	増 減 率 (差引÷R4×100) %
木 津 川 市	し尿	2,533.40	2,428.41	2,374.96	2,253.11	2,153.09	△ 100.02	△ 4.44
	浄化	4,847.06	4,834.78	4,849.36	4,596.73	4,556.51	△ 40.22	△ 0.87
	計	7,380.46	7,263.19	7,224.32	6,849.84	6,709.60	△ 140.24	△ 2.05
笠 置 町	し尿	751.43	670.04	717.74	727.86	646.66	△ 81.20	△ 11.16
	浄化	601.14	592.5	650.47	639.72	598.11	△ 41.61	△ 6.50
	計	1,352.57	1,262.54	1,368.21	1,367.58	1,244.77	△ 122.81	△ 8.98
和 束 町	し尿	719.67	698.82	684.73	688.66	633.18	△ 55.48	△ 8.06
	浄化	1,049.93	1,095.65	1,069.07	1,107.22	1,057.84	△ 49.38	△ 4.46
	計	1,769.60	1,794.47	1,753.80	1,795.88	1,691.02	△ 104.86	△ 5.84
精 華 町	し尿	472.65	466	496.11	487.14	465.74	△ 21.40	△ 4.39
	浄化	682.5	640.43	618.54	566.36	521.87	△ 44.49	△ 7.86
	計	1,155.15	1,106.43	1,114.65	1,053.50	987.61	△ 65.89	△ 6.25
南 山 城 村	し尿	482.36	467	465.66	448.77	412.61	△ 36.16	△ 8.06
	浄化	1,147.48	1,208.52	1,364.64	1,331.20	1,438.63	107.43	8.07
	計	1,629.84	1,675.52	1,830.30	1,779.97	1,851.24	71.27	4.00
合 計	し尿	4,959.51	4,730.27	4,739.20	4,605.54	4,311.28	△ 294.26	△ 6.39
	浄化	8,328.11	8,371.88	8,552.08	8,241.23	8,172.96	△ 68.27	△ 0.83
	計	13,287.62	13,102.15	13,291.28	12,846.77	12,484.24	△ 362.53	△ 2.82

表－２ 業者別搬入量の推移

(k1)

業者名		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	差 引 (R5-R4)	増 減 率 (差引÷R4×100) %
(株)クリーンサービス山城	し尿	1,370.14	1,406.20	1,421.02	1,330.32	1,267.14	△ 63.18	△ 4.75
	浄化	2,820.90	2,722.18	2,644.40	2,553.80	2,482.80	△ 71.00	△ 2.78
	計	4,191.04	4,128.38	4,065.42	3,884.12	3,749.94	△ 134.18	△ 3.45
(株) 相 楽 清 掃	し尿	1,498.08	1,401.32	1,369.45	1,340.10	1,262.66	△ 77.44	△ 5.78
	浄化	2,413.22	2,598.81	2,766.78	2,636.77	2,737.78	101.01	3.83
	計	3,911.30	4,000.13	4,136.23	3,976.87	4,000.44	23.57	0.59
(有) フ シ ミ	し尿	390.2	367.9	356.8	332.81	312.26	△ 20.55	△ 6.17
	浄化	199.43	194.65	195.18	195.41	190.74	△ 4.67	△ 2.39
	計	589.63	562.55	551.98	528.22	503.00	△ 25.22	△ 4.77
相 楽 商 事	し尿	736.26	707.5	701.91	709	664.50	△ 44.50	△ 6.28
	浄化	590.2	565.6	557.1	534.4	549.20	14.80	2.77
	計	1,326.46	1,273.10	1,259.01	1,243.40	1,213.70	△ 29.70	△ 2.39
大 和 清 掃	し尿	964.83	847.35	890.02	893.31	804.72	△ 88.59	△ 9.92
	浄化	1,431.94	1,385.72	1,520.82	1,459.70	1,380.40	△ 79.30	△ 5.43
	計	2,396.77	2,233.07	2,410.84	2,353.01	2,185.12	△ 167.89	△ 7.14
城 南 衛 生 (株)	し尿	—	—	—	—	—	—	—
	浄化	544.6	545.2	536.6	532.8	515.60	△ 17.20	△ 3.23
	計	544.6	545.2	536.6	532.8	515.60	△ 17.20	△ 3.23
平 安 衛 生 開 発 (株)	し尿	—	—	—	—	—	—	—
	浄化	327.82	359.72	331.2	328.35	316.44	△ 11.91	△ 3.63
	計	327.82	359.72	331.2	328.35	316.44	△ 11.91	△ 3.63
合 計	し尿	4,959.51	4,730.27	4,739.20	4,605.54	4,311.28	△ 294.26	△ 6.39
	浄化	8,328.11	8,371.88	8,552.08	8,241.23	8,172.96	△ 68.27	△ 0.83
	計	13,287.62	13,102.15	13,291.28	12,846.77	12,484.24	△ 362.53	△ 2.82

全体の搬入量は下水道による水洗化率の向上により年々減少傾向にある。

また、各業者の増減要因については、下水道接続に伴う最終くみ取り、清掃が適正に行われていない（清掃期間が１年超）、浄化槽本体の整備による全量の引き抜きなどがあげられる。

一方、処理形態別人口は表－３に示すとおり、下水道人口が増加し、し尿収集人口が減少している。

表－３ 処理形態別人口の推移

(人)

年 度	行政区域内 人 口	下 水 道 人 口	し尿収集 人 口		浄化槽人口		自家処理 人 口
					みなし浄化槽 (単独処理)	合併処理 浄 化 槽	
平成13	102,948	52,500	28,753	20,286	12,014	8,272	1,409
平成14	104,926	57,848	26,057	19,870	11,183	8,687	1,151
平成15	107,216	65,490	22,135	18,583	10,456	8,127	1,008
平成16	109,186	70,558	20,133	17,802	9,594	8,208	693
平成17	111,136	74,299	19,020	17,216	8,729	8,487	601
平成18	112,689	78,371	16,691	17,191	8,376	8,815	436
平成19	113,839	82,250	14,840	16,521	7,500	9,021	228
平成20	114,955	85,225	13,974	15,603	6,609	8,994	153
平成21	116,010	87,814	13,334	14,733	5,705	9,028	129
平成22	117,200	91,297	11,869	13,930	4,879	9,051	104
平成23	117,886	93,092	11,093	13,613	4,503	9,110	88
平成24	118,376	94,845	10,142	13,316	4,308	9,008	73
平成25	118,603	97,496	8,032	13,020	4,154	8,866	55
平成26	119,579	99,269	7,538	12,721	3,925	8,796	51
平成27	120,649	100,945	7,078	12,577	3,708	8,869	49
平成28	121,565	102,836	6,692	11,994	3,440	8,554	43
平成29	122,098	103,973	6,548	11,539	3,167	8,372	38
平成30	122,933	105,411	6,551	10,943	3,134	7,809	28
令和元	123,391	106,654	5,890	10,819	3,062	7,757	28
令和2	123,859	107,664	5,478	10,689	2,971	7,718	28
令和3	123,894	108,161	5,394	10,311	2,783	7,528	28
令和4	123,874	108,500	5,292	10,056	2,654	7,402	26
令和5	122,936	107,943	5,076	9,894	2,522	7,372	23

※各市町村の実績人口調査結果

今後の推移として考えられるのは以下のとおりである。

- ①下水道での水洗化率の向上による搬入量の減少
- ②下水道の普及が見込めない地域の水環境保全を目的とした合併浄化槽整備事業の推進などによる浄化槽汚泥量の増加
- ③浄化槽を下水道へ切替える際の清掃汚泥の一時的な増加

【資料－2】

令和6年度一般廃棄物処理実施計画

相楽広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和56年8月制定）第4条第1項の規定に基づき、令和6年度の相楽広域行政組合一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

令和6年4月8日

相楽広域行政組合
代表理事 杉浦 正省

1 計画処理区域と計画処理人口

（1）計画処理区域

本計画におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集対象区域は、木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村の行政区域全域を対象とする。

（2）計画処理人口

市町村名		木津川市	笠置町	和束町	精華町	南山城村	合 計
区分							
行政区域内人口		人 79,709	人 1,194	人 3,271	人 40,077	人 1,929	人 126,184
非水洗化人口		1,275	543	997	129	91	3,036
内 訳	計画収集人口	1,275	538	997	128	85	3,023
	自家処理人口	0	5	0	2	6	13
水洗化・生活雑排水未処理人口 （みなし浄化槽）		1,505	204	76	371	85	2,240
水洗化人口		76,929	447	2,198	39,577	1,753	120,904
水洗化人口内訳	下水道人口	72,520	0	1,821	39,512	0	113,853
	コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 （合併浄化槽）	4,409	447	377	65	1,753	7,051

注）端数処理の結果により、内訳と合計が一致しない場合があります。

2 一般廃棄物の計画処理量

一般廃棄物の種類	計画処理量 (kℓ /年)					
	木津川市	笠置町	和束町	精華町	南山城村	合計
し尿	1,355	684	766	115	116	3,036
浄化槽汚泥	5,210	583	485	438	826	7,542
合計	6,565	1,267	1,251	553	942	10,578

3 一般廃棄物の処理主体

	収 集・運 搬		中 間 処 理	中間処理及び最終処分		
			し尿処理施設	メタン発酵＋乾燥・肥料化処分	焼 却 処 分	堆 肥 化 処 分
し尿	相楽広域行政組合		相楽広域行政組合	大栄環境株式会社 伊賀リサイクルセンター	（し渣） 三重中央開発株式会社	（清掃汚泥） 八光海運株式会社
	委託	勝クリーンサービス山城	相 楽 広 域 行 政 組 合 そ う ら く 衛 生 セ ン タ ー			
		(株)相楽清掃				
		(有)フシミ				
		相 楽 商 事				
		大 和 清 掃				
浄化槽汚泥	許可	勝クリーンサービス山城	三重中央開発株式会社 三重リサイクルセンター	三重リサイクルセンター	し尿処理施設	
		(株)相楽清掃				
		(有)フシミ				
		相 楽 商 事				
		大 和 清 掃				
		城南衛生(株)				
		平安衛生開発(株)				

4 処理計画

	収 集・運 搬		中間処理 (し尿処理施設)		中間処理及び最終処分								
	収集区域	収集量	処理主体及び施設	処理量	処理施設	脱水汚泥	処分方法	処理施設	し 渣	処分方法	処理施設	清掃汚泥	処分方法
し 尿	木津川市	1,355	相楽広域 行政組合	1,355	伊賀リサイクルセンター 三重リサイクルセンター	68	メタン発酵＋乾燥・肥料化	三重リサイクルセンター	3	焼却	八光海運株式会社し尿処理施設	10	低希釈二段活性汚泥法＋高度処理
	笠置町	684		684		34			1			5	
	和束町	766		766		38			2			6	
	精華町	115	相楽広域 行政組合 そうらく 衛生センター 54.1kℓ／日	115		6			0			1	
	南山城村	116		116		6			0			1	
	合 計	3,036		3,036		152			6			23	
浄 化 槽 汚 泥	木津川市	5,210	相楽広域 行政組合	5,210	伊賀リサイクルセンター 三重リサイクルセンター	261	メタン発酵＋乾燥・肥料化	三重リサイクルセンター	10	焼却	八光海運株式会社し尿処理施設	39	低希釈二段活性汚泥法＋高度処理
	笠置町	583		583		29			1			5	
	和束町	485		485		24			1			4	
	精華町	438	相楽広域 行政組合 そうらく 衛生センター 54.1kℓ／日	438		22			1			3	
	南山城村	826		826		42			1			6	
	合 計	7,542		7,542		378			14			57	
合 計	木津川市	6,565	相楽広域 行政組合	6,565	伊賀リサイクルセンター 三重リサイクルセンター	329	メタン発酵＋乾燥・肥料化	三重リサイクルセンター	13	焼却	八光海運株式会社し尿処理施設	49	低希釈二段活性汚泥法＋高度処理
	笠置町	1,267		1,267		63			2			10	
	和束町	1,251		1,251		62			3			10	
	精華町	553	相楽広域 行政組合 そうらく 衛生センター 54.1kℓ／日	553		28			1			4	
	南山城村	942		942		48			1			7	
	合 計	10,578		10,578		530			20			80	

5 収集・運搬の概要

	処 理 主 体		収集区域の範囲	収集回数	収集の方法
し 尿	相楽広域行政組合			回／月	各戸収集
	委 託	㈱クリーンサービス山城：津路正志	木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村	原則として月1回 収集	
		㈱相楽清掃：上田雅幸	木津川市・和束町・南山城村		
		(有)フシミ：西田昇二	木津川市		
		相 楽 商 事：小山伸一	木津川市・和束町・精華町		
		大 和 清 掃：竹田浩子	木津川市・笠置町・南山城村		
浄 化 槽 汚 泥	許 可	㈱クリーンサービス山城：津路正志	木津川市及び相楽郡	回／年 1	各戸収集
		㈱相楽清掃：上田雅幸	〃		
		(有)フシミ：西田昇二	〃		
		相 楽 商 事：小山伸一	〃		
		大 和 清 掃：竹田浩子	〃		
		城南衛生㈱：津路昭彦	〃		
		平安衛生開発㈱：中川将子	〃		

6 中間処理施設（し尿処理施設）の概要

施 設 名 称	相楽広域行政組合そうらく衛生センター
処 理 主 体	相楽広域行政組合
所 在 地	京都府木津川市山城町上狛大谷181番地
処 理 方 式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理（砂ろ過・活性炭）
処 理 能 力	54.1kℓ /日/4.4日/週（34 kℓ /日、7日/週換算）
処 理 量	29kℓ /日

7 脱水汚泥処分施設の概要

施 設 名 称	伊賀リサイクルセンター	三重リサイクルセンター
処 分 委 託 業 者	大栄環境株式会社	三重中央開発株式会社
所 在 地	三重県伊賀市治田字北福 3693 番地 14	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地
処 理 方 式	メタン発酵	乾燥・肥料化
処 理 能 力	メタン発酵 320 t /日	乾燥 100 t /日
処 理 量	メタン発酵及び乾燥・肥料化：530 t /年	

8 し渣処分施設の概要

施 設 名 称	三重リサイクルセンター
処 分 委 託 業 者	三重中央開発株式会社
所 在 地	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地
処 理 方 式	焼却
処 理 能 力	焼却：604 t / 日
処 理 量	焼却：20 t / 年

9 清掃汚泥処分施設の概要

施 設 名 称	八光海運株式会社し尿処理施設
処 分 委 託 業 者	八光海運株式会社
所 在 地	兵庫県養父市八鹿町下網場 610 番の 5
処 理 方 式	低希釈二段活性汚泥法+高度処理
処 理 能 力	低希釈二段活性汚泥法+高度処理：50 t / 日
処 理 量	低希釈二段活性汚泥法+高度処理：80 t / 年

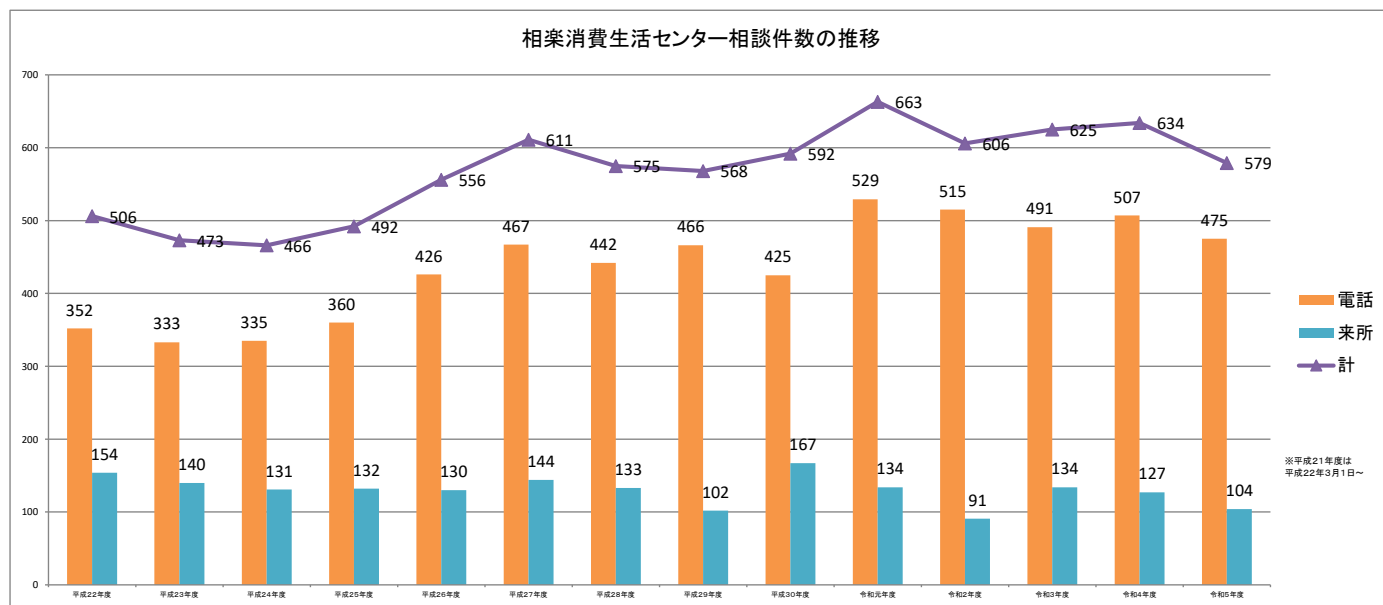
10 住民に対する広報・啓発活動

各市町村広報誌及び相楽広域行政組合ホームページにて、し尿、浄化槽汚泥処理の適正化、生活環境の保全等について住民に周知徹底させる。

相楽消費生活センター相談件数の推移

(単位：件、%)

年 度 市町村名		H21年度 (H22.3)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合 計	割 合
木津川市		32	300	304	291	315	364	392	375	340	366	410	386	431	421	376	5,103	63.9
笠置町		0	11	5	8	5	5	6	1	3	5	4	6	9	6	2	76	1.0
和束町		0	24	12	13	8	15	16	11	17	15	10	11	16	15	11	194	2.4
精華町		8	134	130	127	143	150	162	169	182	176	215	179	141	157	166	2,239	28.0
南山城村		2	25	16	12	14	12	17	9	13	12	7	6	6	17	13	181	2.2
小 計		42	494	467	451	485	546	593	565	555	574	646	588	603	616	568	7,793	97.5
そ の 他		1	12	6	15	7	10	18	10	13	18	17	18	22	18	11	196	2.5
合 計		43	506	473	466	492	556	611	575	568	592	663	606	625	634	579	7,989	100.0
電 話 来 所	比率	29	352	333	335	360	426	467	442	466	425	529	515	491	507	475	6,152	77.0
		14	154	140	131	132	130	144	133	102	167	134	91	134	127	104	1,837	23.0



令和5年度消費生活出前講座実績

①＜一般・高齢者＞

令和6年3月31日

回	月日・参加者数	時間		市町村名	テ ー マ	場 所	相談員	職 員	申請日	報告日
1	4月14日（金） 参加者：15人	13:30～15:30	民生委員	精華町	悪質商法にご用心！（SF商法・点検商法・還付金サギなど）	精華町さくらホール	渡邊相談員		2/27	5/15
2	5月17日（水） 参加者：17人	13:00～15:00	（ふれあい）サロン七光	精華町	振り込め詐欺にあわないために/高齢者の消費トラブル	光台7丁目集会場	渡邊相談員	國子センター長	3/20	5/25
3	5月20日（土） 参加者：25人	10:00～11:30	光台自治会	精華町	特殊詐欺と悪質商法について	光台5丁目集会場	渡邊相談員		4/17	5/26
4	6月21日（水） 参加者：10人	13:30～15:00	北ノ堂すてき65メイト	精華町	特殊詐欺と悪質商法について	北ノ堂集会場	渡邊相談員		5/8	6/23
5	6月30日（金） 参加者：10人	9:30～11:30	木津川市女性の会	木津川市	特殊詐欺・悪質商法にご用心！	東部交流会館（木津川市）	渡邊相談員		4/6	6/30
6	8月9日（水） 参加者：9人	10:30～11:15	笠置町民生児童委員協議会	笠置町	最近の消費者トラブルと 防災時に知っておく情報	つむぎてらす	渡邊相談員		7/31	9/1
7	8月13日（日） 参加者：45人	10:30～11:30	光遊会（お誕生会）	精華町	「オレオレ詐欺に気をつける」「最近の手口とは」	精華町コミセン	渡邊相談員		5/24	9/1
8	9月7日（木） 参加者：60人	11:00～12:00	花いっぱい運動の会事務局	精華町	かしこい消費者になろう！（詐欺被害・悪質商法対策、エシカル消費、身近なSDGsについて）	サンタウン高の原すずらん館1階	渡邊相談員	福田主査	8/14	10/4
9	9月15日（金） 参加者：15人	10:00～11:30	北綺田いきいきサロン	木津川市	悪質商法に気をつけよう	北綺田公民館	渡邊相談員		8/8	10/3
10	9月20日（水） 参加者：19人	13:05～14:00	菱田ふれあいサロン	精華町	特殊詐欺と悪質商法について	菱田集会場	渡邊相談員	福田主査	4/28	9/29
11	10月15日（日） 参加者：80人	12:20～12:50	精華町商工会「一日商店街」	精華町	SDGs（持続可能な社会のために自分にできること）	けいはんなプラザイベントホール	渡邊相談員		10/4	12/3
12	11月10日（金） 参加者：36人	10:00～11:00	精華町社会福祉協議会	精華町	最近の消費生活トラブル（特殊詐欺、悪質商法など）について	かしのき苑	渡邊相談員		9/13	11/13
13	11月14日（火） 参加者：28人	13:00～13:30	馬淵自治会	精華町	ひっかからない！消費者被害	馬淵自治会集会所	渡邊相談員	福田主査	9/15	11/20
14	11月16日（木） 参加者：18人	14:00～14:45	木津川市地域包括支援センター山城	木津川市	特殊詐欺など	山城保健センター	渡邊相談員	福田主査	10/24	11/27
15	2月8日（木） 参加者：20人	10:00～11:00	木津川市地域包括支援センター木津西	木津川市	特殊詐欺	曾根山会館	渡邊相談員		11/16	2/8
16	2月26日（月） 参加者：17人	11:00～11:50	シニアライフサポート学級、一般介護予防事業	和東町	特殊詐欺と悪質商法について	和東町老人福祉センター内	渡邊相談員	福田主査	9/7	2/26
17	3月15日（金） 参加者：35人	13:30～14:00	木津川市社会福祉協議会相楽台区支部	木津川市	悪質商法とクーリング・オフ	相楽台8・9丁目集会場	渡邊相談員	福田主査	3/1	4/4
18	3月15日（金） 参加者：15人	15:00～15:30	南山城村民生児童委員協議会	南山城村	最近の消費者トラブルの傾向	やまなみホール	渡邊相談員	福田主査	2/5	3/15

18回参加者数:474人

②＜学校・教育委員会＞

回	月日・参加者数	時間		市町村名	テ ー マ	場 所	相談員	職 員	申請日	報告日
1～2	5月16日(火) 参加者：37人	10:45～ 12:20	木津川市立相楽台小学校（4年2クラス）	木津川市	緑のカーテンで夏を涼しく	多目的ホール （班活動）外の活動	渡邊相談員		5/9	
3～6	5月18日(木) 参加者：153人	10:50～ 15:15	精華町立精華西中学校（3年4クラス）	精華町	消費生活と環境（より良い消費生活のために）	精華西中学校被覆室	渡邊相談員		4/25	
7	6月2日(金) 参加者：11人	13:45～ 15:35	京都府立木津高校（2年観光探求コース）	京都府	ボードゲームをしながらSDGsを学ぼう	木津高校	渡邊相談員		5/24	
8～10	6月22日(木) 参加者：120人	8:50～ 15:30	木津川市立木津中学校（3年3クラス）	木津川市	SDGsの取り組みの主旨や内容について	木津中学校技術室	渡邊相談員		5/22	
11～13	6月23日(金) 参加者：120人	8:50～ 15:30	木津川市立木津中学校（3年3クラス）	木津川市	SDGsの取り組みの主旨や内容について	木津中学校技術室	渡邊相談員		5/22	
14～16	7月 4日(火) 参加者：119人	10:45～ 12:20	木津川市立木津中学校（2年3クラス）	木津川市	食と環境（エシカル消費）	木津中学校技術室	渡邊相談員		5/9	
17～19	7月 5日(水) 参加者：119人	10:45～ 12:20	木津川市立木津中学校（2年3クラス）	木津川市	食と環境（エシカル消費）	木津中学校技術室	渡邊相談員		5/9	
20～21	9月12日(火) 参加者：52人	8:50～ 12:20	木津川市立高の原小学校（5年2クラス）	木津川市	フードマイレージ（エシカル消費）	高の原小学校図書室	渡邊相談員		7/31	
22～24	9月19日(火) 参加者：120人	8:50～ 15:30	木津川市立木津南中学校（3年3クラス）	木津川市	環境についての学習会SDGs	木津南中学校	渡邊相談員		8/4	
25～26	9月20日(水) 参加者：80人	8:50～ 12:40	木津川市立木津南中学校（3年2クラス）	木津川市	環境についての学習会SDGs	木津南中学校	渡邊相談員		8/4	
27～29	9月21日(木) 参加者：111人	8:50～ 15:30	木津川市立木津南中学校（3年3クラス）	木津川市	環境についての学習会SDGs	木津南中学校	渡邊相談員		8/4	
30～31	10月3日(火) 参加者：52人	8:50～ 12:20	木津川市立高の原小学校（5年2クラス）	木津川市	だしについて	高の原小学校家庭科室	渡邊相談員		9/22	
32～35	10月17日(火) 参加者：136人	8:50～ 12:40	木津川市立木津南中学校（2年4クラス）	木津川市	環境についての学習会フードマイレージ	木津南中学校	渡邊相談員		8/4	
36～38	10月18日(水) 参加者：104人	8:50～ 11:40	木津川市立木津南中学校（2年3クラス）	木津川市	環境についての学習会フードマイレージ	木津南中学校	渡邊相談員		8/4	
39	11月13日(月) 参加者：34人	10:45～ 12:20	木津川市立城山台小学校（5年1クラス）	木津川市	環境についての学習会フードマイレージお買い物ゲーム	木津川市立城山台小	渡邊相談員		10/13	
40～41	11月14日(火) 参加者：68人	8:50～ 12:20	木津川市立城山台小学校（5年2クラス）	木津川市	環境についての学習会フードマイレージお買い物ゲーム	木津川市立城山台小	渡邊相談員		10/13	
42～43	11月15日(水) 参加者：69人	8:50～ 12:20	木津川市立城山台小学校（5年2クラス）	木津川市	環境についての学習会フードマイレージお買い物ゲーム	木津川市立城山台小	渡邊相談員		10/13	
44～45	11月16日(木) 参加者：69人	8:50～ 12:20	木津川市立城山台小学校（5年2クラス）	木津川市	環境についての学習会フードマイレージお買い物ゲーム	木津川市立城山台小	渡邊相談員		10/13	
46～47	12月1日(金) 参加者：37人	10:25～ 11:10	木津川市立相楽台小学校（4年2クラス）	木津川市	環境についての学習会（フードマイレージ）	相楽台小学校多目的ホール	渡邊相談員		8/1	
48	12月7日(木) 参加者：26人	14:05～ 15:40	木津川市立高の原小学校（5年1クラス）	木津川市	目的にあった物の選び方、買い物の仕方	高の原小学校図書室	渡邊相談員		11/30	

49	12月8日(金) 参加者：26人	10:35～ 12:10	木津川市立高の原小学校（5年1クラス）	木津川市	目的にあった物の選び方、 買い物の仕方	高の原小学校図書室	渡邊相談員		11/30	
50～ 51	12月19日(火) 参加者：44人	8:40～ 12:05	木津川市立木津川台小学校（4年2クラス）	木津川市	フードマイレージ買物ゲームで地球温暖化防止	木津川台小学校	渡邊相談員		11/30	
52～ 53	1月18日(木) 参加者：48人	8:50～ 12:20	木津川市立高の原小学校（4年2クラス）	木津川市	SDGsについて（ボードゲーム）	高の原小学校	渡邊相談員		1/9	
54～ 55	2月13日(火) 参加者：68人	10:30～ 15:15	木津川市立相楽小学校（4年2クラス）	木津川市	ごみをへらそう！4Rって何？（ボードゲーム）	相楽小学校	渡邊相談員		12/15	
56	2月15日(木) 参加者：27人	10:30～ 12:05	木津川市立相楽小学校（5年1クラス）	木津川市	目的にあった物の選び方、 買い物の仕方	相楽小学校	渡邊相談員		2/5	
57～ 58	2月19日(月) 参加者：50人	10:25～ 14:55	木津川市立相楽小学校（5年2クラス）	木津川市	目的にあった物の選び方、 買い物の仕方	相楽小学校	渡邊相談員		2/5	

58回参加者数：1,900人(5小学校 26クラス707人・3中学校31クラス1,182人・高校 1クラス11人)

③＜見守りネットワーク＞

回	月日・参加者数	時間	団体名	市町村名	テーマ	場所	相談員	職員	申請日	報告日
1	7月11日(火) 参加者：25人	14:00～ 14:45	和束町民生児童委員協議会	和束町	最近の消費者トラブルとエンディングノート	人権ふれあいセンター	渡邊相談員		5/9	7/14
	3月13日(水) 7月9日(火)へ変更	未定	和束町民生児童委員協議会	和束町	最近の消費者トラブルと災害の備え	人権ふれあいセンター	渡邊相談員		2/8	

1回参加者数：25人

●市町村毎の申込み状況

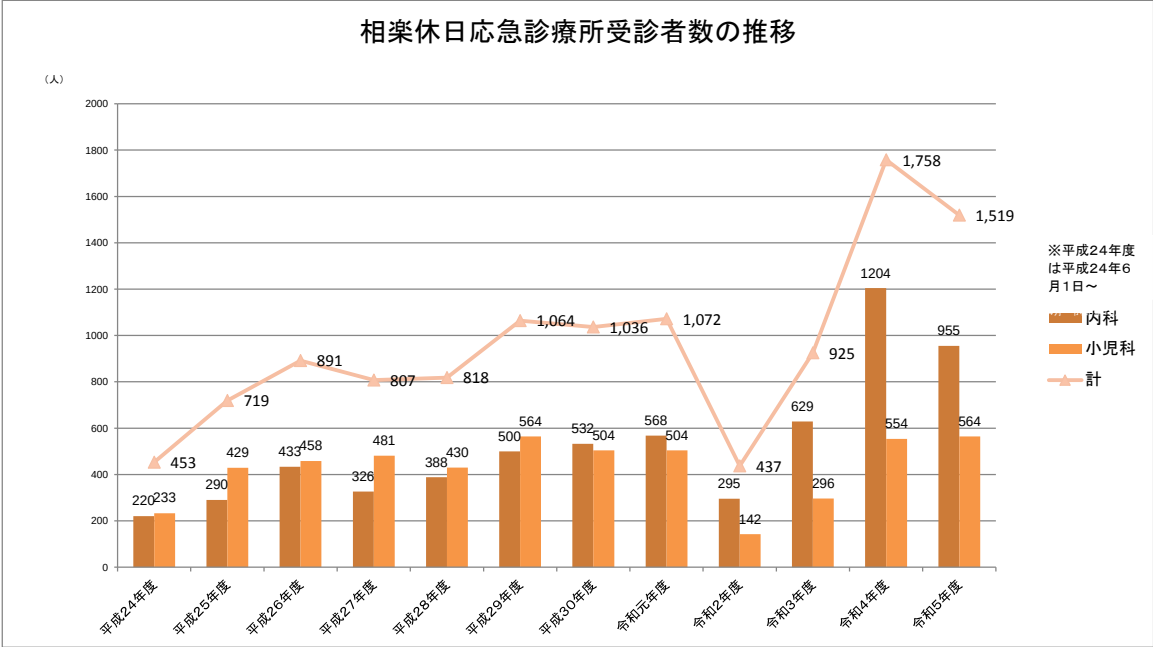
市町村	申込件数	実績(見込)件数	割合
木津川市	58	57	75.3%
笠置町	1	1	1.3%
和束町	2	2	2.6%
精華町	14	14(3)	18.2%
南山城村	1	1	1.3%
その他：京都府立木津高校	1	1	1.3%
計	77	76(3)	100.0%

()：土日祝・時間外

相楽休日応急診療所受診者数の推移

(単位：人、％)

年度 市町村名		平成24年度 (6月～)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計	割 合
木津川市		300	497	566	552	523	733	714	802	312	688	1,278	1,124	8,089	70.3
笠 置 町		7	11	7	2	2	5	3	7	1	7	12	9	73	0.6
和 東 町		22	21	16	19	25	20	18	24	6	18	18	19	226	2.0
精 華 町		106	164	244	191	233	240	240	171	93	176	380	322	2,560	22.3
南山城村		3	3	16	9	5	6	9	5	6	7	10	16	95	0.8
小 計		438	696	849	773	788	1,004	984	1,009	418	896	1,698	1,490	11,043	96.0
そ の 他		15	23	42	34	30	60	52	63	19	29	60	29	456	4.0
合 計		453	719	891	807	818	1,064	1,036	1,072	437	925	1,758	1,519	11,499	100.0
内 科	比率	220	290	433	326	388	500	532	568	295	629	1,204	955	6,340	55.1
小児科		233	429	458	481	430	564	504	504	142	296	554	564	5,159	44.9



○相楽広域行政組合規約

昭和 56 年 8 月 1 日

規約第 1 号

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、相楽広域行政組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、木津川市・笠置町・和束町・精華町及び南山城村(以下「関係市町村」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 関係市町村の連絡調整に関する事務
- (2) 相楽会館施設の設置及び管理運営に関する事務
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づく一般廃棄物のうち、し尿処理施設の設置及び管理運営並びに経営の業務及びし尿処理に関する事務
- (4) 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第 1 項の規定による浄化槽清掃業及び廃棄物処理法第 7 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理業(浄化槽汚泥の収集及び運搬を行う浄化槽清掃業の許可を有する者に限る。)の許可に関する事務
- (5) 消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)第 10 条第 2 項の規定に基づく消費生活センターの設置及び管理運営に関する事務
- (6) 相楽休日応急診療所の設置及び管理運営に関する事務

(組合の事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、京都府木津川市木津上戸 15 番地 相楽会館内に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第 5 条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は 14 人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

木津川市 5 人

笠置町 2 人

和束町 2 人

精華町 3 人

南山城村 2 人

- 2 組合議員は、関係市町村の議会において議員の中から選挙する。
- 3 組合議員に欠員を生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した関係市町村の議会は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の任期)

第 6 条 組合議員の任期は、関係市町村の議会の議員の任期による。

(議会の議長及び副議長)

第 7 条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員の中から選挙する。

- 3 議長及び副議長の任期は、組合議員としての任期による。

(理事会)

第8条 組合に理事会を置く。

- 2 理事は、関係市町村の長をもって充てる。
- 3 理事会に代表理事1人を置く。
- 4 代表理事は、理事が互選する。
- 5 代表理事は、理事会に関する事務を処理し、理事会を代表する。
- 6 [前各項](#)に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(会計管理者)

第9条 組合に会計管理者を置く。

- 2 会計管理者は、代表理事の属する市町村の会計管理者の職にある者をもって充てる。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)及び組合の議会の議員のうちから選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は1人とする。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(事務局)

第11条 組合に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事会で任免する。
- 4 事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。
- 5 [第3条第1号](#)に関する事務処理をするため幹事会を置く。

(経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、関係市町村の分担金、その他の収入をもって充てる。

- 2 [前項](#)の分担金の総額及び関係市町村に分賦する額は、理事会が組合議会の議決を経て定める。

附 則

- 1 この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。
- 2 組合は、京都府知事の許可のあった日の前日をもって廃止する相楽地区広域市町村圏協議会並びに同日をもって解散する相楽郡町村事務組合及び相楽郡衛生管理組合の事務を承継する。

附 則

- 1 この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。

- 2 この規約の施行の際、現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の相楽郡広域事務組合同規約第 8 条第 2 項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則

- 1 この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 19 年 3 月 12 日から施行する。
- 2 平成 18 年度の木津川市に係る分担金は、この規約による改正後の相楽郡広域事務組合同規約第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、分賦しないこととし、平成 18 年度中に山城町、木津町及び加茂町に対して分賦した分担金を、木津川市に分賦した分担金とみなす。
- 3 この規約による改正前の相楽郡広域事務組合同規約第 11 条第 3 項の規定による山城町、木津町及び加茂町の出資金の額は木津川市が承継する。

附 則

- 1 この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、現に組合の収入役の職にある者は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則

この規約は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(目的)

第 1 条 この条例は、[相楽広域行政組合同規約\(昭和 56 年 8 月 1 日規約第 1 号\)第 12 条](#)の規定により相楽広域行政組合分担金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(分担金の徴収及び割合)

第 2 条 分担金は次の割合で徴収する。

(1) 規約第 3 条第 1 号及び第 2 号に要する経費

固定的経費

共通経費分

市町村割 100%

直接経費分

人口割 100%

運営的経費

人口割 100%

相楽会館建替経費

市町村割 10%

人口割 90%

(2) 規約第 3 条第 6 号に要する経費

固定的経費

共通経費分

市町村割 100%

直接経費分

人口割 100%

運営的経費

人口割 50%

受診者数割 50%

(3) 規約第 3 条第 3 号及び第 4 号に要する経費

固定的経費

令和 3 年度計画処理量割 50%

令和 3 年度からの搬入実績量による割合 50%

運営的経費

搬入量実績割 100%

大規模改修経費

令和 3 年度からの搬入量実績による割合 100%

(4) 規約第 3 条第 3 号に要する経費のうち公債費に要する経費

令和 3 年度からの搬入量実績による割合 100%

(5) 規約第 3 条第 5 号に要する経費

固定的経費

共通経費分

市町村割 100%

直接経費分

人口割 100%

運営的経費

人口割 50%

相談件数割 50%

(規則への委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。
(人口割の扱い)
- 2 [第2条第1号](#)及び[第2号](#)に規定する「人口割」にあつては、前年度の12月31日現在における各市町村の住民基本台帳人口及び外国人登録人口の合計数値を用いるものとする。
(市町村搬入量実績割の扱い)
- 3 [第2条第3号](#)に規定する「市町村搬入量実績割」にあつては、前年(1月1日から12月31日まで)にし尿処理施設へ搬入された市町村別のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量を用いるものとする。
(平成13年度町村搬入量実績割の扱い)
- 4 [第2条第4号](#)に規定する「平成13年度町村搬入量実績割」にあつては、平成13年度(4月1日から翌年3月31日まで)にし尿処理施設へ搬入された町村別(木津川市にあつては山城町、木津町及び加茂町の合計数値)のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量を用いるものとする。

附 則(昭和57年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(平成7年条例第4号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
(市町村割の特例)

- 2 平成 19 年度の分担金に係る市町村割は、この条例による改正後の相楽郡広域事務組合分担金条例(以下「改正後条例」という。)第 2 条の規定にかかわらず、平成 18 年 4 月 1 日現在の町村数により算定することとし、木津川市は、山城町、木津町及び加茂町(以下「旧 3 町」という。)に係る 3 町分の分担金の合計額を負担する。
(市町村搬入量実績割の特例)
- 3 木津川市における平成 19 年度及び平成 20 年度の分担金に係る市町村搬入量実績割は、平成 19 年度にあつては改正後条例附則第 3 項による旧 3 町分の合計数値を、平成 20 年度にあつては改正後条例附則第 3 項による木津川市及び旧 3 町分合計数値を用いるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 20 年度分の分担金から適用する。
(平成 20 年度から平成 23 年度までの分担金の額の特例)
- 2 平成 20 年度から平成 23 年度までの構成市町村に対する規約第 3 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号にかかる分担金の額は、この条例による改正後の相楽郡広域事務組合分担金条例第 2 条の規定によりそれぞれの年度ごとに算出した金額(以下「改正後の分担金額」という。)に、改正後の分担金額から改正前の相楽郡広域事務組合分担金条例第 2 条の規定によりそれぞれの年度ごとに算出した金額を差し引いた金額に、平成 20 年度にあつては 0.8 を、平成 21 年度にあつては 0.6 を、平成 22 年度にあつては 0.4 を、平成 23 年度にあつては 0.2 をそれぞれ乗じた額(千円未満の端数がある場合はこれを四捨五入する)を控除(負数の場合は加算)した額とする。ただし、当該算出された構成市町村に対する規約第 3 条第 1 号及び第 3 号から第 5 号にかかる分担金の額の総額が分担金の総額と差異が生じた場合は、千円未満の端数処理の多少により調整するものとする。

附 則(平成 21 年条例第 4 号)

この条例は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第 2 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年度分の分担金から適用する。

附 則(令和 2 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行し、令和 3 年度分の分担金から適用する。

附 則(令和 5 年条例第 4 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年度分の分担金から適用する。

○相楽広域行政組合分担金規則

平成 19 年 11 月
制定

(目的)

第 1 条 この規則は、[相楽広域行政組合分担金条例](#)(昭和 56 年 8 月制定。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(算出基準)

第 2 条 条例第 2 条に規定する分担金の割合の算出基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 5 号に定める市町村割の算出基準は、各市町村とも 5 分の 1 の割合とする。
- (2) 条例第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 5 号に定める人口割の算出基準は、前年度の 3 月 31 日現在における各市町村の住民基本台帳人口の数値とする。
- (3) 条例第 2 条第 1 号中相楽会館建替経費に定める人口割の算出基準は、前年度の 12 月 31 日現在における各市町村の住民基本台帳人口の数値とする。
- (4) 条例第 2 条第 2 号に定める受診者数割の算出基準は、前年度の 1 月 1 日から当該年度の 12 月 31 日の間に休日応急診療所で診察を受けた市町村別の受診者数とする。ただし、組合を組織する地方公共団体以外の市町村からの受診者数は、受診者数割の算出基準に含めないものとする。
- (5) 条例第 2 条第 3 号に定める令和 3 年度計画処理量割の算出基準は、木津川市 60.00%、笠置町 11.18%、和束町 12.65%、精華町 6.76%及び南山城村 9.41%の割合とする。
- (6) 条例第 2 条第 3 号に定める搬入量実績割の算出基準は、前年度の 1 月 1 日から当該年度の 12 月 31 日の間にし尿処理施設へ搬入された市町村別のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量とする。
- (7) 条例第 2 条第 5 号に定める相談件数割の算出基準は、前年度の 1 月 1 日から当該年度の 12 月 31 日の間に消費生活センターで相談を受けた市町村別の相談件数とする。ただし、組合を組織する地方公共団体以外の市町村からの相談件数は、相談件数割の算出基準に含めないものとする。

(委任)

第 3 条 この規則に定めるほか、分担金の徴収について必要な事項は、理事会で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 20 年度分の分担金から適用する。

(搬入量実績割の特例)

- 2 [第 2 条第 5 号](#)に定める搬入量実績割の算出基準は、平成 23 年度分から当分の間、搬入量実績割の対象経費から過年度においてふん尿にかかるし尿処理手数料(組合が売り捌いた分に限る。以下「手数料」という。)の単価とふん尿にかかるし尿収集運搬業務委託料(組合が売り捌いた手数料にかかる分に限る。以下「委託料」という。)の単価とに

差額が生じていた期間における搬入量実績に伴い発生するこれまでの手数料収入と委託料支出の累計額に収支不足が生じた場合における当該収支不足の額を控除した経費に対して適用し、当該収支不足の額にかかる搬入量実績割の算出基準は、[第2条第5号](#)の規定にかかわらず、手数料収入と委託料支出の累計額において生じる収支不足の額を適用する。

ただし、平成27年4月1日から平成27年9月30日までの間にあっては、この期間におけるふん尿の搬入にかかるし尿処理手数料負担金収入の額と委託料(この場合においては、組合を組織する地方公共団体が売り捌いた手数料にかかる分に限る。)支出の額との差額を加算する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第4号)

この規則は、平成22年3月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算から適用する。ただし、第2条第2号の規定は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年7月15日法律第77号)の施行の日から施行する。
(受診者数割の特例)
- 2 平成24年度の分担金に係る受診者数割の算出基準は、この規則による改正後の相楽郡広域事務組合分担金規則第2条第3号の規定(ただし書の規定を除く。)にかかわらず、平成24年6月1日から同年12月31日の間に休日応急診療所で診察を受けた市町村別の受診者数とする。

附 則(平成24年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成30年度分の分担金から適用する。

附 則(令和2年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年度分の分担金から適用する。

附 則(令和5年規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、令和6年度分の分担金から適用する。

歴代代表理事・組合議会議長・副議長・監査委員・公平委員会委員・事務局長

●歴代代表理事

就 任 期 間	氏 名
昭和56. 8. 1～昭和57. 5. 31	宗 英昭（和束町長）
昭和57. 6. 1～昭和57. 6. 7	井上 藤治（精華町長）
昭和57. 6. 8～昭和59. 7. 31	森岡 喜一（加茂町長）
昭和59. 8. 1～昭和61. 7. 31	滝口 吉一（笠置町長）
昭和61. 8. 1～昭和63. 7. 31	井上 藤治（精華町長）
昭和63. 8. 1～平成 2. 7. 31	宗 英昭（和束町長）
平成 2 . 8 . 1～平成 6. 7. 31	森山 茂樹（南山城村長）
平成 6. 8. 1～平成15. 4. 24	稲垣 守（加茂町長）
平成15. 5. 15～平成15. 10. 23	鋤田 利秋（精華町長）
平成15. 10. 27～平成17. 10. 26	難波 久士（加茂町長）
平成17. 10. 27～令和元. 10. 23	木村 要（精華町長）
令和元. 11. 1～	杉浦 正省（精華町長）

●歴代組合議会議長

就任年月	氏 名
昭和56. 8	大崎 鉄平（精華町議会議長）
昭和58. 7	住岡 康生（加茂町議会議長）
昭和60. 9	福島 武（山城町議会議長）
昭和62. 9	坂口 正夫（笠置町議会議長）
昭和63. 12	平沼 清弘（南山城村議会議長）
平成 3. 6	坂本 俊孝（笠置町議会議長）
平成 4. 12	福島 武（山城町議会議長）
平成 5. 7	坂本 俊孝（笠置町議会議長）
平成 7. 3	今井 昭光（山城町議会議長）
平成12. 9	村城 康裕（和束町議会議長）
平成13. 5	高岡 貢（山城町議会議長）
平成15. 6	中井 喜彦（和束町議会議長）
平成17. 5	木村 浩三（山城町議会議長）
平成19. 5	奥野 卓士（精華町議会議長）
平成21. 5	北 猛（南山城村議会議長）
平成23. 5	尾崎 輝雄（木津川市議会議長）
平成25. 5	杉浦 正省（精華町議会議長）
平成27. 5	杉岡 義信（笠置町議会議長）
平成29. 5	高味 孝之（木津川市議会議長）
令和元. 6	杉浦 正省（精華町議会議長）
令和元. 11	三原 和久（精華町議会議長）
令和 3. 6	梅本 章一（南山城村議会議長）
令和 4. 5	久保 憲司（南山城村議会議長）
令和 5. 5	長岡 一夫（木津川市議会議長）

●歴代組合議会副議長

就任年月	氏 名
昭和56. 8	吉田 峯数（和束町議会議長）
昭和58. 7	光橋 政治（木津町議会議長）
昭和60. 9	坂口 正夫（笠置町議会議長）
昭和62. 9	三桝 武男（木津町議会議長）
平成元. 12	木村 清司（加茂町議会議長）
平成 3. 6	竹内 文雄（和束町議会議長）
平成 4. 12	西嶋 宗一（和束町議会議長）
平成 6. 12	今井 昭光（山城町議会議長）
平成 7. 3	木村 年男（南山城村議会議長）
平成 8. 7	木村 要（精華町議会議長）
平成 9. 6	前田 勝（和束町議会議長）
平成10. 12	林 辰男（和束町議会議長）
平成11. 12	村城 康裕（和束町議会議長）
平成12. 9	奥野 卓士（精華町議会議長）
平成15. 6	岡田 博治（山城町議会議長）
平成17. 5	村上 吉彦（精華町議会議長）
平成19. 5	手仲 圓容（南山城村議会議長）
平成19. 11	北 猛（南山城村議会議長）
平成21. 5	中野 重高（木津川市議会議長）
平成23. 5	杉浦 正省（精華町議会議長）
平成25. 5	西岡 良祐（笠置町議会議長）
平成27. 2	杉岡 義信（笠置町議会議長）
平成27. 5	倉 克伊（木津川市議会議長）
平成29. 5	杉浦 正省（精華町議会議長）
令和元. 6	小西 啓（和束町議会議長）
令和 3. 6	森本 隆（木津川市議会議長）
令和 5. 5	三原 和久（精華町議会議長）

●歴代監査委員

就任年月	氏 名	氏 名
昭和56. 8	伊藤 謙藏	河井 末治
昭和58. 7	伊藤 謙藏	片畑 長治
昭和60. 9	伊藤 謙藏	池尻 晴
平成 3. 7	伊藤 謙藏	山際 勇
平成 5. 8	伊藤 謙藏	石橋 平和
平成 6.12	伊藤 謙藏	木村 要
平成 8. 7	伊藤 謙藏	吉岡 弘
平成12. 7	伊藤 謙藏	木村 武夫
平成13. 6	伊藤 謙藏	伝宝 和平
平成13.12	堂坂 政男	伝宝 和平
平成15. 6	堂坂 政男	山本 亨
平成17. 5	堂坂 政男	山本 喜章
平成17.12	新 義輝	山本 喜章
平成19. 5	新 義輝	木村 浩三
平成21. 5	高見 進	杉浦 正省
平成23. 5	高見 進	北 猛
平成24. 5	高見 進	新田 晴美
平成25. 5	仲北 悦雄	西岡 努
平成27. 5	仲北 悦雄	杉浦 正省
平成29. 5	仲北 悦雄	岡田 勇
令和元. 6	仲北 悦雄	山本 和延
令和 3. 6	仲北 悦雄	三原 和久
令和 5. 5	仲北 悦雄	西 昭夫

●歴代公平委員会委員

就任年月	氏 名	氏 名	氏 名
昭和56. 8	久保田音市	富岡 数正	福岡 清
昭和57.10	田中 忠一	富岡 数正	福岡 清
昭和59. 3	北森 一郎	富岡 数正	福岡 清
平成 4. 3	北森 一郎	富岡 数正	駒 重則
平成 8. 3	永井 一彰	富岡 数正	駒 重則
平成 9.12	永井 一彰	中田 晋	駒 重則
平成17.12	永井 一彰	小西 利昭	駒 重則
平成20. 3	村城 康裕	小西 利昭	駒 重則
平成21. 5	村城 康裕	谷中 憲二	駒 重則
平成25.12	村城 康裕	井澤 孝子	駒 重則
平成26.12	村城 康裕	井澤 孝子	藤木美能里
平成30. 4		井澤 孝子	藤木美能里
平成30.11	森脇 美隆	井澤 孝子	藤木美能里
令和 3.12	森脇 美隆	子谷 朝子	藤木美能里
令和 6. 3	中嶋 浩喜	子谷 朝子	藤木美能里

●歴代事務局長

就 任 期 間	氏 名
昭和56. 8. 1～昭和57. 5.31	増田 三郎
昭和57. 8.10～昭和60. 3.31	増田 三郎
昭和60. 4. 1～平成 3. 3.31	竹内 一夫
平成 3. 4. 1～平成 9. 5.31	小池 長司
平成 9. 6. 1～平成17. 3.31	馬場 正彦
平成17. 4. 1～平成25. 3.31	林 幸造
平成25. 4. 1～令和5. 3.31	福田 全克
令和 5. 4. 1～	國子 慶順

相楽広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

令和6年6月20日現在

役 職	氏 名	所 属	現 職 等
委 員	下田 香織	京都弁護士会 木津川市情報公開・個人情報保護 審査会 会長	弁 護 士
委 員	大島 佳代子	精華町情報公開・個人情報保護審 査会委員	同志社大学教授
委 員	高橋 良成	木津川市情報公開・個人情報保護 審査会委員	
委 員	北澤 三茂	和束町情報公開審査会委員 和束町個人情報保護審査会委員	
委 員	森嶋 徹	南山城村情報公開・個人情報保護 審査会委員	

※任期 令和6年6月20日から令和8年6月19日まで（2年間）

相楽広域行政組合行政不服審査会委員名簿

令和6年6月20日現在

役 職	氏 名	所 属	現 職 等
委 員	勢川 ^{せがわ} 琢也 ^{たくや}	京都弁護士会	弁 護 士
委 員	大島 佳代子	相楽広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会委員	同志社大学教授
委 員	高橋 良成	相楽広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会委員	
委 員	北澤 三茂	相楽広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会委員	
委 員	森嶋 徹	相楽広域行政組合情報公開・個人情報保護審査会委員	

※任期 委嘱の日から当該委員の委嘱に係る当該事件に関する調査審議が終了した日まで

執行機関

理事会

代表理事	精 華 町 長	杉浦	正省
理 事	木津川市長	谷口	雄一
理 事	笠 置 町 長	山本	篤志
理 事	和 束 町 長	馬場	正実
理 事	南山城村長	平沼	和彦

会計管理者 精華町会計管理者 上西 昌子

組合議会

議 長	木津川市議会議長	長岡	一夫
副議長	精華町議会議長	三原	和久

議会運営委員会

委 員 長	木津川市議会議員	福井	平和
副委員長	精華町議会議員	内海	富久子

令和 6 年 度
相 楽 広 域 行 政 組 合 の 概 要

発 行／令和6年8月

編 集／相楽広域行政組合事務局

〒619-0214 京都府木津川市木津上戸 1 5 番地

相楽会館内

TEL 0774-72-0421

FAX 0774-72-0470

e-mail:kouiki@souraku-kyoto.or.jp

みんなで作る
人と文化の交差点
相 楽

